

寒河江市立醍醐小学校いじめ防止基本方針

■ I ■ いじめ問題に関する基本的な考え方

1 目的

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていくことが本校の願いである。

学校においては、子ども達に自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのちの教育」を大切に進めていく必要がある。

いじめ問題は、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、本校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。

したがって、本校の全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって継続していじめ防止の対策を講じていく。

2 いじめの定義・態様

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあるが、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、学校教育は集団の中で営まれ、児童も、集団の中で成長していくものである。関わりの中ではいろいろな感情が生まれ、感情をぶつけ合うこともある。私たちは、それらの関わりも互いに解決にむけ、それを乗り越えさせていくための大事な「いのちの教育」と捉えている。関わりから出てくる様々な事案について、いじめか否かは事の経緯を踏まえて適切に判断していく。

【おもないじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ けんかやふざけあい
- ・ 好意で行った行動でも本人が苦痛をかんじる行為
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの基本認識

【いじめの禁止】

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第四条)

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめ問題に取り組んでいく。また、東日本大震災により被災した児童、海外から帰国した児童、発達障がいのある児童、LGBT（性的マイノリティ）、新型コロナウイルスなど、教育的諸課題等から配慮が必要な情報等の正しい理解と対応を周知し、適切な支援体制を構築する。

取り組みにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は、「早期対応」に的確に取り組む必要がある。いじめの特質について、教職員が押さえておかなければならない基本認識は以下のとおりである。

【基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 学校及び職員の責務

【学校及び教職員の責務】

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（いじめ防止対策推進法 第八条）

教職員としてその責務を果たすために、次の３点に心がける。

- ① 適切な子ども理解と情報の収集に心掛け、「未然防止・早期発見」に係る不断の努力をする。
- ② 担任一人で決して抱え込まず、小さなことでも「組織」で対応し、「広い目と長い目」で丁寧に見届ける。
- ③ 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して対応能力を高める。

■ II ■ いじめ防止対策組織及び関係機関との連携

1 教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）の設置

(1) 目的

- ① 児童の適切な援助や支援を通して、一人ひとりの児童を健全に育成する。
- ② いじめや問題行動の発生や予防について援助を必要としている児童の早期発見に努め、問題の早期改善と解決を図る。

(2) 構成メンバー

校長、教頭、教務、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、保健主事、養護教諭、当該学年担任を常とする。また、校長の判断により、PTA 代表者、学校評議員代表者、その他必要と判断した人の出席を要請する。

2 運営について

- ① 教育相談について、理解と指導力向上のための研修の機会を設ける。
- ② 児童と担任が語る会（カウンセリング週間）を設け、児童理解を十分図るとともに、いじめをはじめとする問題行動などの未然防止に努める。
- ③ 「子どもを語る会」などで学級の様子を話し合い、全教職員が実態を把握し共通理解を図り、今後の指導のあり方について話し合う。

- ④ いじめなど問題行動が発生した時、学級担任が一人で問題を抱え込まないよう、迅速に教育相談委員会を開き対応する。
- ⑤ PTA 会長及び副会長にいじめにかかわる状況を説明し、協力を願う。
- ⑥ 問題の改善解決にあたっては、外部関係機関、専門機関と十分に連携をとって援助指導にあたる。
- ⑦ 人間関係や生活体験を豊かなものにする教育活動（児童会活動、ボランティア活動、自然体験等）を通して、児童の涵養や情操を培う。

3 活動

(1) 教育相談委員会の実施

いじめをはじめとする問題行動が発生したときには緊急に教育相談委員会を開き、児童のいのちを守り問題の解決に万全を期す。

(2) 児童と担任が語る会（カウンセリング週間）の実施

・ 1 学期： 6 月 ・ 2 学期： 1 0 月 ・ 3 学期： 2 月

(3) 子どもを語る会の実施

月毎の職員会議後にテーマをもって児童個々の学校生活全般にわたって情報交換し、指導支援のあり方について話し合う。語る会は定例の他に、担任などの求めに応じて随時行う。

(4) 児童・保護者アンケートからの実態把握

定期的に児童保護者アンケートを実施し、児童の心身の状態の把握に努める。

4 関係機関との連携

いじめの態様や程度によっては関係機関との連携を図りながら解決する。

(1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

いじめが犯罪行為と認識される場合や生命、身体または財産に重大に被害が生じる恐れがあるとき。

(2) 寒河江市及び教育委員会との連携

いじめ事案については定期の調査報告及び必要に応じて市教委に報告し、指導助言を受ける。重大事態が発生した場合は、調査組織等の指示を受ける。協力して解決に向けて取り組む。

寒河江市の主な調査組織

- ① 寒河江市いじめ問題対策連絡協議会
- ② 寒河江市いじめ重大事態発生時調査委員会
- ③ 寒河江市いじめ重大事態発生時再調査委員会

(3) 陵西学区連絡協議会等の運営

小中連携で子どもを見ていくために陵西学区（陵西中、白岩小、醍醐小、高松小）で生徒指導に関わる情報交換を行い、いじめ防止対策及びいじめ対応等について協力し合う。

■Ⅲ■ いじめ・問題行動防止対策年間計画

令和5年度いじめ・問題行動等対策年間計画

		校内対策（全体）	PTA、校外、その他
一学期	4月	・教育相談委員会 ・子どもを語る会	・授業参観 ・PTA 総会 ・学級懇談会
	5月	・子どもを語る会	・学校運営協議会①
	6月	・いじめアンケートの実施、実態把握 及び指導 ・カウンセリング週間 ・子どもを語る会	・民生児童委員と語る会 ・希望面談
	7月	・子どもを語る会	・授業参観
二学期	8月	・教育相談委員会 ・子どもを語る会	・学校運営協議会②
	9月	・子どもを語る会	
	10月	・いじめアンケートの実施、実態把握 及び指導 ・カウンセリング週間 ・子どもを語る会	・個人面談
	11月	・学校教育活動アンケートの実施 ・子どもを語る会	・授業参観 ・PTA 研修会
	12月	・子どもを語る会	
三学期	1月	・教育相談委員会 ・子どもを語る会	
	2月	・カウンセリング週間 ・子どもを語る会	・授業参観 ・PTA 全体会 ・学級懇談会 ・学校運営協議会③
	3月	・いじめ総括評価	

■IV■ いじめ防止のあり方

1 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という認識にたち、児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組んでいく。

また、教師一人ひとりがわかりやすい授業に心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むようにする。

その上で、「いじめの未然防止」に向けた以下の取り組みを不断に行う。

(1) 寒河江市の施策「さがえっこ育み アクションプラン」を推進する。

本市では、学校と家庭・地域が連携し、市全体で子ども達を育む指針として「さがえっこの育み10か条」を定めている。市の重点と本校及びPTAで連携して推進し、具体的な行動指針を作り進める。

(2) 学校・家庭・地域における「いのちの教育」を推進する。

第5次山形県教育振興計画を受け、本校の課題を解決するために重点化し、様々な「いのちの教育」の事業を学校、家庭、地域で展開していく。(詳しくは学校概要を参照)

(3) 子ども理解に基づくきめ細かな教育を推進する。

本校では、子ども理解のために下記のことについて努力・工夫する。

- ① 日常的な会話や観察を充実するとともに、学校全体で、定期的なアンケート調査や個人面談、生活記録や日記等により、子ども理解に努める。
- ② 家庭や地域にいじめに関する情報を発信するとともに、気になる児童の様子について情報や相談を得る窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努める。
- ③ 学校、PTA、地域、関係機関等が連携し、インターネットなどのメディアに関する研修会を実施し、児童にも周知することで、ネット上のいじめの抑止力につなげる。
- ④ 気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年など複数の目で組織として対応できる体制を整える。
- ⑤ 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌に発展しないか分析する。

- ⑥ 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して危機管理対応能力を高める。

(4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

道徳教育推進教師を中心に全職員が学校の教育活動を通して道徳教育を行う。特に、自他の生命の尊重、自己の生き方、法やきまりの遵守等重点として取り組み、道徳的实践力を高める。

また、全校朝会での教職員の講話や学級の朝の会帰りの会などを活用して、道徳的实践力を高める。

(5) 児童会活動を積極的に推進する。

児童会で1年間のスローガンをたて、自ら生活の問題に気づき、協力して解決しようとする態度を育てる。また、各種行事の立案や実践により集団への所属感を高め、望ましい態度を育てる。

(6) 教職員の資質向上に努める。

担任力、特に生徒指導力の向上を目指す。

(7) いじめに関する調査研究の実態

各種いじめに関する資料をもとに研修し、未然防止に役立てる。

2 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは教職員や大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめはいつでもどこでも起こり得るという意識を持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守るようにする。

【早期発見のための具体的な取組の推進】

① 子どもが相談しやすい環境づくり

＜連絡帳等の活用＞

休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童間でやり取りする連絡帳等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして情報を収集する。併せて、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係づくりに努める。

＜定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施＞

定期的ないじめの実態を把握するアンケートなどにより、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。そして、気になるサインをキャッチした場合は、いじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取り、継続的に注視していく。

＜相談窓口の設置と周知＞

児童及びその保護者に、学校の相談窓口（主に担任）や他機関の相談窓口（県教育センター）等を周知し、いつでも誰でも相談できる体制があることを知らせ、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを理解させる。

② 校内教職員間及び学校・家庭・地域の「いじめ情報」を共有するネットワーク体制づくり

日常的に子どもについて語る雰囲気づくりを大切にするとともに、「気になる子ども」については、担任一人で抱え込むことなく、校内に設置している組織の中で、他の教職員と情報を共有し、多くの目で当該の子どもを観察する。さらに、学校からいじめ等に係る情報を家庭や地域に対して適切に提供するとともに、気になる児童の様子について情報や相談を得る窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。

③ インターネット等の情報の収集

早期発見の観点から教育委員会や学校、PTA、関係機関等が連携し、学校や児童にかかわるネット上の情報に関心を持ち、トラブルの早期発見に努める。

■ V ■ いじめ発生時の適切な対応

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

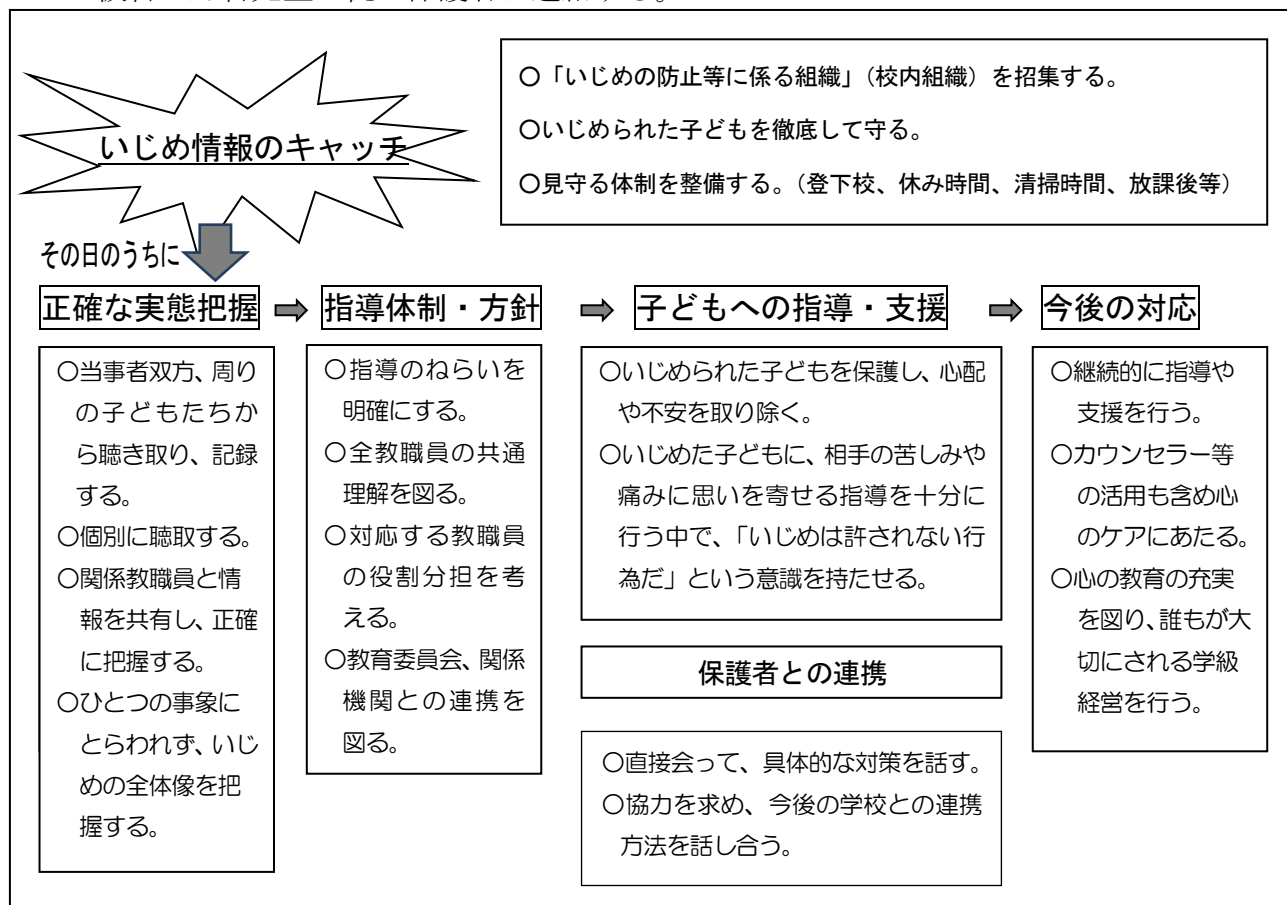
このため、教職員は普段からいじめを把握した場合の対応のあり方について、理解を深めておくようにし、また、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

1 いじめと認知した場合の基本的な流れ

いじめを認知した場合、又はいじめと疑われる事案を認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、次の内容を検討・決定し、組織的に事案の対応に当たる。

①指導体制・方針 ②当該いじめにかかわる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応③保護者との連携の在り方 ④今後の対応や実践についての検証方法

校長は事実確認の結果について、責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。



2 いじめ発見時の緊急対応

- 個人でなく組織での速やかな対応、正確な事実確認、プライバシーにも十分配慮した対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わっている関係者に適切に指導をする。あわせて、直ちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ① 他の児童の目に触れない場所や時間を慎重な配慮する。
- ② いじめられている児童と情報を伝えた児童からの事実確認は別の場所で行う。
- ③ 上記の児童を守るために、教職員が目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ① いじめの行為を行った児童からその経緯や心情を聞き取る。

- ② 周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。
- ③ 保護者対応は複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ④ 管理職の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

3 いじめと認知した場合の対応

○ 被害児童生徒及びその保護者、加害児童生徒及びその保護者への対応

いじめを認知した場合、家庭訪問等により、即日中、迅速に保護者へ事実関係を伝える。徹底して守り通す・秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

(1) いじめられた児童に対して

児童に対して

- ① 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 最後まで守り抜くこと。秘密を守ることを伝え安心させる。
- ③ 必ず解決できることを伝える。
- ④ 自信をもたせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ① 発見したその日に、来校してもらうか家庭訪問を行い面談し、事実確認を行う。(教職員は複数で対応)
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携をとりながら、解決するまで取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた児童に対して

児童に対して

- ① いじめた気持ちや状況について十分に聞きだし、児童の背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ① 正確な事実関係を説明し理解してもらう。また、いじめられた児童の保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ② 学校側の基本的な考えを示し、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

※ いじめを受けた児童の保護者といじめをした児童の保護者を会わせることなどは勝手に行わず、管理職の指示に従うこと。

(3) 集団へのはたらきかけ

いじめを見たり同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

周りの児童に対して

- ① 当事者だけの問題と捉えず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者となるよう促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることはいじめを肯定していることを理解させる。
- ③ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ④ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

4 継続した指導体制の確立

いじめの解決は、単に当事者間の謝罪等だけで済ませるのではなく、校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるまで継続して指導に努める。

継続した指導

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要に応じて指導を継続的に行う。
- ② 教育相談、日記、手紙、連絡帳などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自身を取り戻させる。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

- ⑤ いじめの発生を契機にし、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりを強化する。

いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3カ月以上）
② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめの実態を知る

① ネット上のいじめ

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

② ネット上のいじめの類型

ア 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

- ・ 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
- ・ 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
- ・ 特定の子どもになりすましてネット上で活動する

イ メールでの「ネット上のいじめ」

- ・ メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
- ・ チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
- ・ なりすましメールで誹謗・中傷を行う

ウ SNS を利用したネット上のいじめ

エ その他

(2) ネット上のいじめの未然防止

① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、ICT 員を活用した校内研修をするなどインターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

② 一人一台タブレット PC 端末の活用に係る適切な情報端末の使用

一人一台タブレット PC 端末の日常的な活用を進めつつ、日々の活用の中で有害情報への対応や相手への影響を意識した情報モラルを育成するための手立てを講じる。

「タブレット PC 端末活用のルール」を示し、適切な使用について児童と保護者と確認していく。

③ 家庭・地域、PTA との連携

学校と家庭・関係機関が連携・協力しメディアに関する研修会を行い、「ネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早期対応へ向けた取り組みを行なう。

(3) 早期発見・早期対応

① 早期発見の取り組み

- ア ネット上のいじめのサインをキャッチする。
- イ ネット上のいじめについて相談体制を整備する。
- ウ 教育委員会や関係機関から情報を収集し、早期対応に努める。
- エ その他

② 早期対応への取り組み

- ア ネット上のいじめの発見、児童や保護者と相談する。
- イ 書き込み内容や掲載内容の確認をする。
- ウ 掲示板等の管理者に削除依頼をする。
- エ 掲示板等のプロバイダに削除依頼をする。
- オ 削除依頼しても削除されない場合は、内容に不備がないか確認し、再度依頼する。それでも削除ならない場合、警察、法務局、地方法務局に相談する。

③ 関係機関との連携

- ア 警察と連携する。
- イ 法務局・地方法務局と連携する。

■ VI ■ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

【重大事態の意味】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第二十八条)

上記の他に、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と安易に判断することなく、市教委に報告し相談する。

2 基本的な姿勢

- ① いじめがあったのではないかとこの姿勢で事実に向き合う。
- ② 児童・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- ③ 調査は迅速かつ計画的に行う。
- ④ 児童と保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- ⑤ 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

3 重大事態発生時の基本的な流れ

- (1) 重大事態が発生した場合、校長は市教委に報告し、市教委は寒河江市長に報告する。学校での事案については、迅速に教育相談委員会立ち上げ、市教委と連携しながら対応する。
- (2) 重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合、校長は直ちに所轄警察署に通報する。
- (3) 事態の対処と事実関係を明確にするために調査を実施する。その調査を行う主体や調査組織については市教委が決定する。
- (4) 調査の主体は市教委体又は学校とする。但し、事案の特性や被害を受けた児童や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では公正に対処及び同種の事態の発生の防止に十分な効果が得られない、若しくは学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると判断された場合は、市教委が調査を行う。学校で調査する場合でも、市教委の指導のもと実施する。

市教委が行う場合の調査の組織として「寒河江市いじめ重大事態発生時調査委員会」とする。調査実施の際の留意点として、被害を受けた保護者等の十分な理解を得ること。児童のプライバシーに十分配慮する。
- (5) 市教委及び学校は当該児童及び当該保護者に調査結果及び必要な情報を提供する。情報の提供の際は、他の児童のプライバシー保護に配慮する。
- (6) 調査結果については、市教委が寒河江市長に報告する。

調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるように配慮する。
- (7) 寒河江市長は、報告を受け、再調査の必要を認めたときに調査の結果について調査を行う。その組織は「寒河江市いじめ重大事態発生時再調査委員会」とする。
- (8) 寒河江市長および市教委は必要な対策を講ずる。

■VII■ 学校における点検・評価・見直し

1 学校評価を通して

学校評価の目的を踏まえ、いじめ防止に対する具体的な取り組みや達成状況を PDCA サイクルで検証し評価する。

2 教員評価を通して

いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応をしているかなどを評価していく。

3 いじめ防止基本方針の公表と見直し

国や県、寒河江市のいじめ防止基本方針（以下方針）を受け、醍醐小学校の方針は校長が立案する。年度初めの PTA 総会等で保護者に示し、いじめ防止の協力をお願いする。

国や県、寒河江市の方針が変更されたときは、本校の方針について変更の必要があると認められた場合は、見直しを行う。

■VIII■ いじめアンケートの保存期間

いじめアンケートは、PDF 化したデータとアンケート用紙を卒業後 5 年間保存する。

資料

- 1 教職員チェックリスト
- 2 保護者チェックリスト
- 3 児童アンケート（1～3 年）
- 4 児童アンケート（4～6 年）
- 5 保護者アンケート
- 6 いじめ発見アンケートの活用（位置づけとフロー）
- 7 アンケート回答別の対応について
- 8 点検表
- 9 いじめ防止対策推進法